

船橋に備え置いてください！

岩国港・大竹港の地域的情報

1. 岩国港・大竹港の気象・海象の特性

- ・港内は、北東から南の風の影響を受けやすい。
- ・台風通過後の吹き返し時にも注意が必要である。

2. 港則法適用港における港外避難等に関する勧告基準

(1) 岩国港・大竹港

① 第一警戒体制(避難準備勧告)

○対象となる気象・海象状況

- ・台風による暴風域が24時間以内に岩国港・大竹港に到達するおそれがある場合
- ・気象台から山口県又は広島県に暴風警報の発表を予測した府県気象情報(予告情報)が発表され、又は発表されることが明らかとなった場合
- ・その他委員会が必要と認める場合

○対象船舶

- ・岩国港・大竹港に在泊する船舶

○勧告内容(一部抜粋)

船舶は荒天準備を行うほか、必要に応じ直ちに運航できるよう態勢を確保すること。

ただし、各種船舶ごとに次の措置をとること。

- ・大型船(総トン数1000トン以上)
早めに港外の安全な場所へ避難を開始するとともに、当直員(船橋当直・無線当直等)を配置すること。
- ・荷役、工事作業中及び修理中の船舶
早めに中止し、安全な場所へ避難を開始すること。なお、危険物積載船は、事前に港長の許可を受けること。
- ・旅客船
運航中止基準を遵守して早めに安全な場所へ避難を開始すること。
- ・木材いかだ曳航中の船舶
いかだの貯木場への早期収容に努めること。
- ・AISを備える船舶は、常時作動の確認を行うこと。
- ・国際VHFを備える船舶は、ch16の常時聴取に努めること。

② 第二警戒体制(港外避難勧告)

○対象となる気象・海象状況

- ・台風による暴風域が12時間以内に岩国港・大竹港に到達するおそれがある場合
- ・気象台から岩国市又は大竹市に暴風警報が発表され、又はこの警報が発表されることが明らかとなった場合
- ・その他委員会が必要と認める場合

○対象船舶

- ・岩国港・大竹港に在泊する船舶


○勧告内容(一部抜粋)

- ・船舶は、直ちに港内又は港外の安全な場所に避難すること。
- ・なお、危険物積載船は事前に港長の許可を受けること。また、危険物荷役棧橋等に係留しての避難は認められない。
- ・避難勧告に応じられない船舶を認めたときは、当該船舶の船種、船名、国籍、総トン数、停泊場所及び避難勧告に応じられない理由を岩国海上保安署に直ちに通報すること。

緊急連絡先

岩国海上保安署長(岩国港長)
0827-21-6118

来島海峡海上交通センター
0898-31-4992

 各海域(港)最寄りの海上保安庁の事務所や地方運輸局で配布している走錨事故防止ガイドラインとともに、船橋に備え置いてください。